

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文 、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三 条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項におい て準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項 の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による 処分</p> <p>二 二十五 略</p> <p>十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八條第一 項本文及び第十二条第一項の許可</p> <p>十七 二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも のは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法 律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づ く制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書 、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の二第 一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、 第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条 第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 二十五 略</p> <p>十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八條第一 項の許可</p> <p>十七 二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも のは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法 律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づ く制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十</p>

三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二〇十六 略

十七 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項

十七の二〇三十二 略

2・3 略

三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二〇十六 略

十七 宅地造成等規制法第八条第一項

十七の二〇三十二 略

2・3 略